

令和6年7月1日から、 西宮市内の公衆浴場の 混浴禁止年齢が**10歳**から **7歳**に引き下げられます。

西宮市公衆浴場法施行条例（以下「条例」という。）を以下のとおり
改正しました。

【改正内容】

○条例第4条第1項

(30) 家族風呂等を除き、7歳以上の男女を混浴させないこと。

(31) 家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア 夫婦の場合

イ 親とその7歳未満の子の場合

ウ 祖父母とその7歳未満の孫の場合

エ 介助を要する者のための家族の場合



○条例第4条第2項

(10) 家族風呂等又は水着を着用して入浴する場合を除き、7歳以上の男女を混浴させないこと。

ルールを守って、皆様が気持ちよく入浴できるよう、ご理解・ご協力をお願いします。



問い合わせ先

西宮市保健所 生活衛生課

電話番号: 0798-26-3692

FAX 番号: 0798-26-6080